

環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件
(平成 14 年 3 月環境省告示 19 号)の一部を改正する案の概要

令和 8 年 8 月
環境省水・大気環境局

今般、標記の告示別表中の伊勢湾(二)に係る水域類型について、以下の表に示すとおりとする。

水域	水域 類型	達成期間	(参考) 現行の類型
伊勢湾(二)	海域Ⅲ	直ちに達成	海域Ⅱ

【参考】
水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）
別表 2（抜粋）

2 海域

ア （略）

イ

項目 ／ 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全 ^{りん} 全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第 1 の 2 の (2) により水域類 型ごとに指定 する水域
Ⅱ	水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅲ	水産 2 種及びⅣ以下の欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方 法	規格 46.3 に定 める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行 うものとする。				

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水 産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水 産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
ウ～エ （略）